

国民年金コーナー

国民年金保険料の免除制度その③

今回は若年者納付猶予制度を紹介します。

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか、配偶者や世帯主の所得も審査の対象になるため、一定以上の所得のある親(世帯主)と同居している若年層(20歳代)の方は、免除制度を利用することができません。そこで、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層の方には、保険料を後払

できる「若年者納付猶予制度」

があります。

若年者納付猶予制度は、

●本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査します。

●納付猶予を受けた期間は、万一、障害を負ってしまったときの障害基礎年金や、将来老齢基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間に含まれません。

ただし、申請される際は、次の点にご注意ください。

●受給資格期間に含まれます

受給資格期間は最低でも25年以上の期間が必要です。また、不慮の事態が生じた場合は、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があると障害基礎年金などを受けることができない場合がありますので、免除や納付猶予制度を有効に活用してください。

平成18年度より、全額免除及び若年者納付猶予の承認を受けた方は、継続申請ができるようになります。詳しくは、お問い合わせください。

平成20年度の追納額(加算額を含む。月額)

対象年度	全額免除	半額免除
平成10年度分	16,590円	—
平成11年度分	15,950円	—
平成12年度分	15,320円	—
平成13年度分	14,740円	—
平成14年度分	14,180円	7,090円
平成15年度分	13,970円	6,980円
平成16年度分	13,770円	6,880円
平成17年度分	13,810円	6,910円
平成18年度分	13,860円	6,930円
平成19年度分	14,100円	7,050円

※保険料の追納には納付書が必要になります。納付書の作成は、郡山社会保険事務所(電話024-932-3480)までお申込みください。

が、老齢基礎年金額には反映されません。

●猶予を受けた期間から10年以内は、追納することができません。

追納をすると将来受け取る年金額を満額に近づけることができます。ただし、承認を受けた年度から3年度が過ぎますと、一定の率をかけた金額が加算されます。

受給資格期間は最低でも25年以上の期間が必要です。また、不慮の事態が生じた場合は、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があると障害基礎年金などを受けることができない場合がありますので、免除や納付猶予制度を有効に活用してください。

平成18年度より、全額免除及び若年者納付猶予の承認を受けた方は、継続申請ができるようになります。詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所

☎024-932-3480

町民生活課

☎72-16933

免除基準が変わります NHK放送受信料

平成20年10月1日から、障がいのある方を対象としたNHK放送受信料免除基準が、変わります。

●全額免除

「身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者」が世帯構成員で、世帯構成員全員の市町村民税(住民税)が非課税の場合

●半額免除

「視覚・聴覚障がい者」が世帯主の場合
「重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)」が世帯主の場合

◆問い合わせ

NHK視聴者コールセンター
☎0120-115115

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者の皆さんへ 特別慰労品の贈呈

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、旧軍人などで恩給を受けていない恩給欠格者や戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された方、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた方の「ご本人」に、内閣総理大臣の「特別慰労品」を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣から書状

を受けた方や、書状の請求をしなかった方も対象となります。請求書は、役場健康福祉課にあります。資格要件などについては、お問い合わせください。

●請求期限 平成21年3月31日

◆問い合わせ

独立行政法人平和祈念事業特別基金
☎0120-1234-1933

健康福祉課

☎72-16934

**あきらめずにもう一度
捜してみませんか**
家出人・行方不明者を
捜す相談所開設

小野警察署では、8月1日(金)から8月31日(日)まで、家出などで行方不明になっている方を発見するために、「家出人及び行方不明者を捜す相談所」を開設します。

ご家族、友人など皆さんのまわりで、行方がわからなくなっている方がいましたら、一人で悩まず、まずは小野警察署へご相談ください。

◆問い合わせ

小野警察署 刑事生活安全課
☎72-212121